

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>敷ノ内二六五番一地先まで</p> <p>番一地先から同市大字上鹿山字屋</p> <p>日高市大字上鹿山字尾崎山六五八</p>	<p>屋敷ノ内二六五番一地先まで</p> <p>五番二地先から同市大字上鹿山字</p> <p>日高市大字上鹿山字屋敷ノ内二六</p>	<p>区 間</p>
<p>八・八〇〇二六・五七</p>	<p>八・八〇〇二四・七五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六五一・六二</p>	<p>二〇・〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>